

警報発表時の臨時休業等について

このことについて、次のような処置をとりたいと思います。ご協力よろしくお願いたします。

1 特別警報または暴風警報が発表された場合

- ・午前7時の時点で徳島県全域または三好地域に特別警報または暴風警報が発表されている場合は臨時休業とします。

(午前7時以降に警報解除の場合も臨時休業とします。)

※この場合は、学校連絡メール等でのお知らせはしません。

※テレビ、ラジオ等で警報発表の有無をお確かめのうえ、各家庭で自宅待機・臨時休業の判断をお願いします。

2 その他の警報が発表された場合や積雪等の場合

- ・その他の警報が発表された場合や積雪等の場合でも、その時の状況により、自宅待機や臨時休業とする場合があります。

※この場合は学校連絡メールを通じて、午前7時頃に各家庭に連絡いたします。

3 その他

- ・警報発表の有無にかかわらず、集中豪雨・土砂くずれ等、児童の通学に危険が予測される場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、状況を電話で学校までご連絡ください。